

伊豆上下第150号

平成21年10月21日

伊豆の国市水道事業等経営審議会

会 長 高 井 利 和 様

伊豆の国市長 望 月 良 和



諮 問 書

伊豆の国市水道事業等経営審議会条例第2条の規定により、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

水道料金の改定(統合)について

〔諮問の趣旨〕

伊豆の国市の水道事業は、平成17年4月1日の3町による合併に伴い、公営企業会計は統合しましたが、水道事業の経営認可は旧3地区のままで経営しております。

このような状況の中で、将来に向けて安全で快適な生活環境を提供し続けていくために、平成19年度には「伊豆の国市上水道基本計画」を、平成20年度には「伊豆の国市地域水道ビジョン」を策定し、施設整備及び経営についての指針を決定いたしました。また、平成21年4月1日には、旧3地区の経営を廃止して「伊豆の国市上水道事業経営認可申請」が承認され、伊豆の国市としての水道事業を創設することができました。

しかしながら、水道料金につきましては、旧3地区の料金体系の違いから、合併後に統一に向け「新市において検討する」と広域合併協議会で決定され、また、伊豆の国市行財政改革大綱行動計画のなかでも平成21年度までの3年間の取組目標として水道料金の一元化の検討が上げられており、統一料金の策定が急務となっています。

このような水道事業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも市民生活や社会経済活動にとって欠くことのできない水の安定供給と独立採算に基づく経営の健全化を堅持していくことが強く望まれているところであります。また、企業が開発した山間部の簡易水道等については、将来公営簡易水道等に移管されることが考慮されます。その際の水道料金の公平性についても多くの課題を残しています。

以上のことから、経営の健全化と利用者サービスに万全を期すため、

(1) 水道料金の統一を含めた料金改定について

(2) 企業が開発した山間部の簡易水道等が、将来移管される際の水道料金について

について諮問する。